



厚生労働省発医政 0128 第 4 号
平成 22 年 1 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、平成 21 年度 6 月 5 日厚生労働省発医政第 0605003 号本職通知の別紙「平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 21 年 5 月 29 日から適用することとされたので通知する。

平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱

（通則）

- 1 地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画（医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。以下同じ。）に基づく事業を支援するため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、別表の第 1 欄に定める事業ごとに、当該事業を実施するための総事業費（既に実施している国庫負担（補助）金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。）から新規又は拡充する国庫負担（補助）金対象事業に係る国庫負担（補助）金、都道府県又は事業者（管理運営要領第 2（3）に定める事業者をいう。）が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。
なお、事業ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

| 1 事業 | 2 基準額 |
|---|-------|
| ① 一の医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域を基本とする地域（以下「二次医療圏」という。）において、医療機関の連携強化その他の地域における医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの ② 二次医療圏の単位で実施するよりも都道府県全体で実施することが効率的な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの | 25億円 |

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業（管理運営要領第1に定める事業をいう。）に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に地域医療再生計画及び関係書類を添えて、平成21年12月16日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年4月9日のいずれか早い日まで別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 8 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成21年度地域医療再生臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙 1 — 1)

基金造成経費所要額調書

| 区分 | 総事業費 (A) 円 | 国庫負担(補助) 金対象事業費等 (B) 円 | 都道府県又は事 業者負担額 (C) 円 | 寄付金その他の 収入額 (D) 円 | 差引額 (A-B-C-D) (E) 円 | 基準額 (F) 円 | 交付所要額 (EとFを比較 して少ない方の 額) (G) 円 |
|-----------------------------------|------------------|---------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------|---|
| (1) ①要綱第4の別 表の地域 (〇〇医療圏) | | | | | | | |
| ②都道府県単位 (再掲) | | | | | / | / | / |
| (2) ①要綱第4の別 表の地域 (〇〇医療圏) | | | | | | | |
| ②都道府県単位 (再掲) | | | | | / | / | / |
| 合 計 | | | | | | | |

(別紙1—2)

基金造成経費所要額調書 (事業別)

(ア) 要綱第4の別表の地域(〇〇医療圏)の内訳

| 区分 | 事業者名 (施設名等(開設者名を含む)) | 総事業費 (A) 円 | 国庫負担(補助)金対象事業費等 (B) 円 | 都道府県負担額 (別紙1-1の内訳) (C) 円 | 事業者負担額 (別紙1-1の内訳) (D) 円 | 負担額小計 (C+D) (E) 円 | 寄付金その他の収入額 (F) 円 | 差引額 (A-B-E-F) (G) 円 |
|----------------------------|-------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------------|
| ア. 地域医療再生計画●の▲の■に基づく〇〇〇〇事業 | 〇〇法人〇〇病院 | | | | | | | |
| イ. 地域医療再生計画●の▲の■に基づく〇〇〇〇事業 | 〇〇市立〇〇病院 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

(イ) 要綱第4の別表の地域(〇〇医療圏)の内訳

| 区分 | 事業者名 (施設名等(開設者名を含む)) | 総事業費 (A) 円 | 国庫負担(補助)金対象事業費等 (B) 円 | 都道府県負担額 (別紙1-1の内訳) (C) 円 | 事業者負担額 (別紙1-1の内訳) (D) 円 | 負担額小計 (C+D) (E) 円 | 寄付金その他の収入額 (F) 円 | 差引額 (A-B-E-F) (G) 円 |
|----------------------------|-------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------------|
| ア. 地域医療再生計画●の▲の■に基づく〇〇〇〇事業 | 〇〇法人〇〇病院 | | | | | | | |
| イ. 地域医療再生計画●の▲の■に基づく〇〇〇〇事業 | 〇〇市立〇〇病院 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

(別紙2)

基金造成事業計画書

| 基金の保有区分 | 保管予定額 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| | (円) | |
| 合計額 | | |

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成21年度地域医療再生臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成経費精算書

| 区分 | 総事業費 (A) 円 | 国庫負担(補助)金対象事業費等 (B) 円 | 都道府県又は事業者負担額 (C) 円 | 寄付金その他の収入額 (D) 円 | 差引額 (A-B-C-D) (E) 円 | 基準額 (F) 円 | 交付所要額 (EとFを比較して少ない方の額) (G) 円 | 交付決定額 (H) 円 | 交付金受入額 (I) 円 | 差引過△不足額 (I-G) (J) 円 |
|---------------------------|------------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------|------------------------------|
| (1) ①要綱第4の別表の地域(〇〇医療圏) | | | | | | | | | | |
| ②都道府県単位(再掲) | | | | | | | | | | |
| (2) ①要綱第4の別表の地域(〇〇医療圏) | | | | | | | | | | |
| ②都道府県単位(再掲) | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

| 基金の 保有区分 | 造成年月日 | 保管額 | 年利率 | 備考 |
|-------------|-------|-----|-----|----|
| | | 円 | | |
| 合計額 | | | | |

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

平成21年度地域医療再生臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

都道府県名

| 国 | | | 都 道 府 県 | | | | | | | | 備考 |
|--|-----------|-----|---------|----------|----------|----|----------|------------------|----------|------------------|----|
| 歳出 予算 科目 | 交付 決定額 | 交付率 | 歳入 | | | 歳出 | | | | | |
| | | | 科目 | 予算 現額 | 収入 済額 | 科目 | 予算 現額 | うち 交付金 相当額 | 支出 済額 | うち 交付金 相当額 | |
| (項)医療 提供体制 基盤整備 費 (目)地域 医療再生 臨時特例 交付金 | | | | | | | | | | | |

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。